



あま市人権尊重のまちづくり行動計画

概要版

平成24年3月

あま市

人権とは

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもので、日常の思いやりの心によって守られるものです。

基本理念

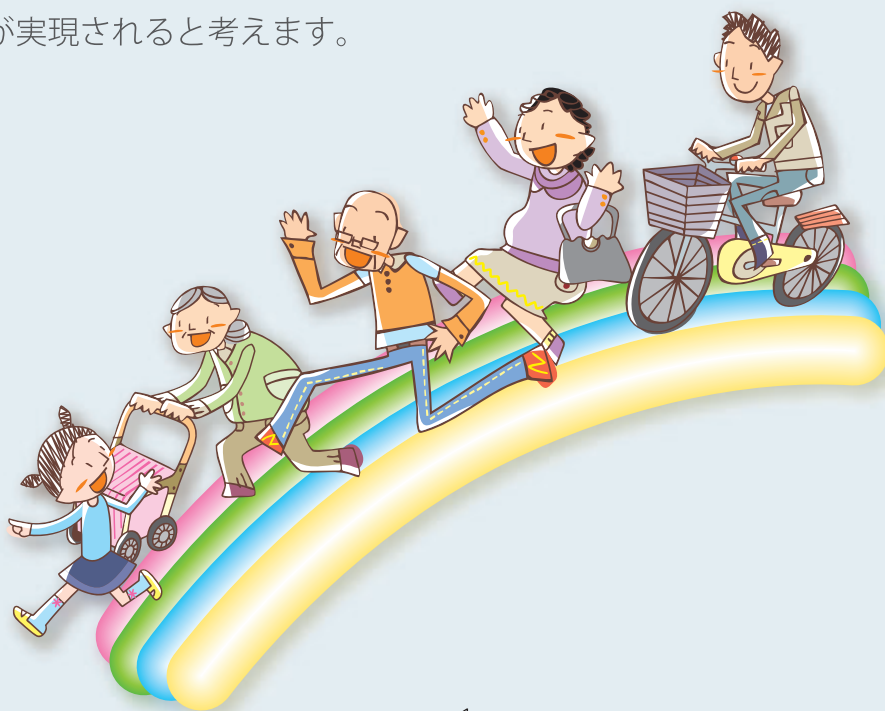
いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。

私たち一人ひとりの人権は、すべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、すべての人々が平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認めあい、思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、いつでもどこでも人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識をもって行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。



あま市の人権尊重のまちづくりをめざして

人権感覚を醸成する

暮らしのなかに人権尊重の意識を定着させます。

一人ひとりの人権を尊重する

お互いの生き方や個性を認め合います。

みんなの協働による取り組み

市民、事業所、行政が協働して取り組みます。

自尊感情を持って生きる

自分も他の人も同じように大切な存在です。

共生社会をめざす

市民が共に知恵を出し合い、共に生きる社会をめざします。

お互いに思いやり、助け合い、支え合う

4つの重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われ、人間形成の基礎を培う幼少期に、遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなどを通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育むことが大切です。

地域はそこで生活する人々がさまざまな人権問題などについて理解を深め、その解消に向けて行動する場です。

2 学校等における人権教育・啓発の推進

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育は大変重要です。

特に、児童生徒等の発達段階に対応し、それぞれの実態に即した創意に富んだ教育を行うことが大切です。

3 職場における人権教育・啓発の推進

企業等の事業所は、その事業活動を通して地域と深い関わりを持っています。

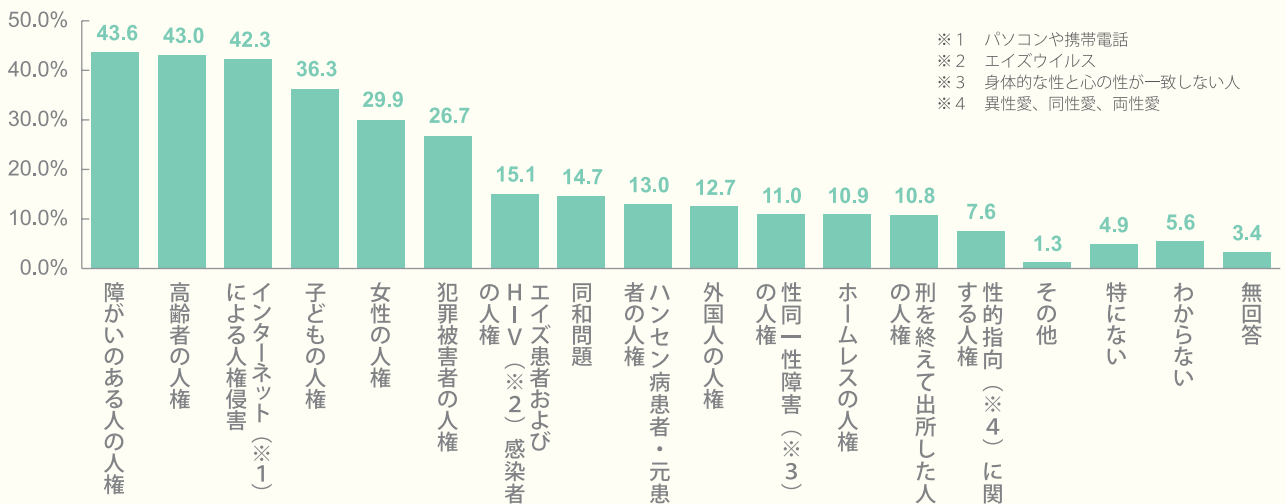
企業等の社会的責任として、男女共同参画社会の実現、差別のない社会的活動は不可欠なものとなっています。

4 人権擁護の推進

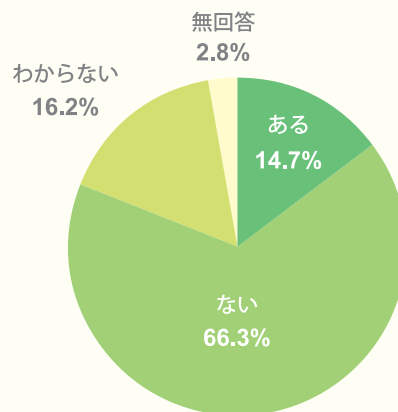
市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを実現するため、さまざまな人権問題に対して、個人情報保護の観点と市民が気軽に相談しやすい窓口を設置するとともに、相談体制の専門性を高める必要があります。

平成22年度 人権に関する市民意識調査の結果から

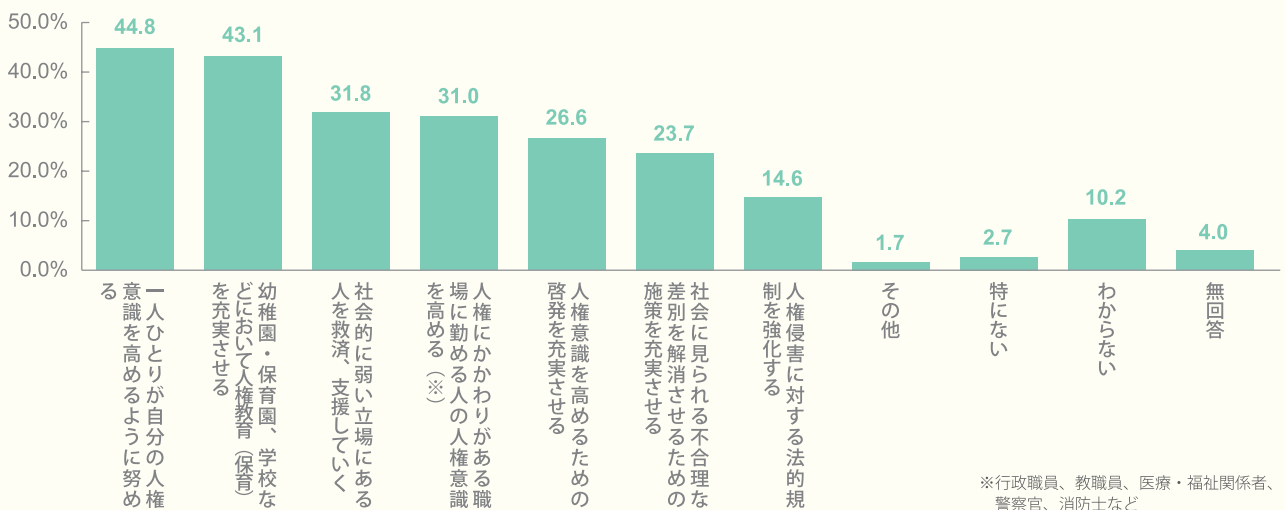
Q 日本の社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。(〇印いくつでも)



Q あなたは、この10年間の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(〇印1つ)



Q 人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。(〇印いくつでも)



重点的に取り組む人権施策の推進

人権尊重のまちづくりに向けて、行政と市民が一体となり、家庭、地域、学校、職場など、さまざまな場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権の擁護に努めます。

	方向性	施策
家庭	家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、社会教育活動や研修などの啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭における教育力を高めるための支援を行います。 ●家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。 ●子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。
地域	地域でのさまざまな学習機会を提供し、家庭、地域、学校などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。 ●身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。 ●人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。 ●家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。
学校等	他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、あらゆる教育活動において人権教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前教育の充実を図ります。 ●学校教育の充実を図ります。 ●児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。 ●教職員・保育士の指導力の向上を図ります。 ●家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。
職場	人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援し、特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。 ●雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。 ●市職員に対する人権教育・啓発を充実します。 ●教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。 ●福祉関係者、保健・医療関係者に対する人権教育・啓発を充実します。
人権擁護の推進	市の個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めるとともに、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。 ●さまざまな人権問題に対する相談・支援体制を充実します。



重要課題と取り組みの方向性

女性

家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女が共に心豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めます。

施策

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり
- (3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援
- (4) 女性のエンパワメント
- (5) 生涯を通じた健康支援

子ども

子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校などと連携した全体的な取り組みを推進します。

施策

- (1) 子どもの権利に関する意識の向上
- (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり
- (3) 人権教育（保育）の充実
- (4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

高齢者

高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らすことのできる地域社会を形成するため、高齢者が培ってきた知識と経験を活かすとともに、地域の高齢者を見守り、住民相互の支え合いを促進します。

施策

- (1) 高齢者に対する理解の普及
- (2) 安心して暮らすための支援
- (3) 高齢者の生きがい活動への支援
- (4) 権利擁護の充実
- (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

施策

- (1) 障がいのある人に対する理解の普及
- (2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援
- (3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実
- (4) 権利擁護の充実
- (5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

同和問題

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進します。

施策

- (1) 人権・同和教育及び啓発の推進
- (2) 人権ふれあいセンターの有効活用
- (3) 「えせ同和行為」の排除

外国人

在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、市民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境をつくれます。

施 策

- (1) 多文化共生社会の推進
- (2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

H I V感染者・ハンセン病患者等

感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動を推進します。

施 策

- (1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり
- (2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ります。

施 策

- (1) インターネットによる人権侵害の防止対策
- (2) 情報格差が生じない社会づくり

さまざまな人権問題

上記以外にも、わが国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がいの人などに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者などの人権問題があります。それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取り組みを推進します。



行動計画の推進

1 推進姿勢

「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組みます。国・県などの関係機関、市内の各種団体と、幅広い連携・協力を推進します。

3 行動計画の進行管理

「あま市人権施策推進審議会」を設置し、取り組みの進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の充実を図ります。



あま市人権尊重のまちづくり条例

平成23年12月22日 (あま市条例第20号)

私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。(前文より)

あま市人権尊重のまちづくり行動計画
概要版

平成24年(2012年)3月

編集・発行：あま市企画財政部人権推進課

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

電話 052-444-1001 (代表)

FAX 052-441-8330

<http://www.city.ama.aichi.jp/>